

## 追加文言案

「確定給付企業年金制度について」（平成 14 年 3 月 29 日発第 0329008 号 厚生労働省年金局長から地方厚生(支)局長宛通知) において

1. 同通知の「第六 積立金の運用に関する事項」の「一 運用の基本方針について」の規定の後（「・・・運用の基本方針の策定指針(別紙 1)のとおりとすること。」の後）に以下を追加

規則第八十三条第一項第七号に定める事項には、(1) スチュワードシップ責任に関する事項（「責任ある機関投資家」の諸原則（金融庁「日本版スチュワードシップ責任に関する有識者検討会」平成二十六年二月二十六日）にあるスチュワードシップ責任をいう。）の受け入れを表明しているか否か、及び受け入れを表明している場合には同諸原則に対する対応方針、受け入れを表明していない場合にはその理由、(2) 業務概況の加入者への周知方法（規則第八十七第二項第四号の方法を選択した場合には、その具体的な方法を含む。）、並びに (3) 法第六十九条の事業主の義務を継続的に遵守するための体制に関する事項、を含むものとする。

2. 同通知の「第八 その他の事項」の「三」の第 1 文の後（「・・・加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること。」の後）に以下を追加

規則第八十七条第一項第八号に定める事項には、(1) 加入者が事業主等に対して確定給付企業年金に係る業務の概況について情報の開示を求める場合における窓口その他の連絡先（責任者の氏名を含む。）、及び (2) 違法又は不正な行為が行われた場合に、加入者がいかなる者に対していかなる責任追及（法的、公的・私的仲裁手段も含む。）を行うことができるかについての具体的な説明、を含むものとする。